

〔論 説〕

## 教員に求められる資質・能力と「生きる力」

永井克昇

### 概要

現在、複雑で多岐にわたる学校教育に関する問題の解決を、教員には強く求められている。そのためには、教員はどのような資質・能力を身に付けるべきなのだろうか。このことについては、これまでも様々な機会に議論され、提言されている。本稿では、主に中央教育審議会の答申や教育再生実行会議の提言を手がかりとして、これからの教員に求められる資質・能力について、整理するとともに提言を試みている。今回のこの考察に当たっては、学習指導要領が児童生徒に身に付けさせることを目指している「生きる力」を教員に求められる資質・能力に関連付けながら進めている。さらに、本稿で明らかにした教員に求められる資質・能力を、教職課程で学ぶ学生に理解させるとともに、それらを身に付けさせるための教職課程における授業の取り組みについても紹介している。

キーワード：学力と「生きる力」、豊かな人間性、コンテンツ・ベースの学力、コンピテンシー・ベースの学力、中央教育審議会答申、教育再生実行会議提言、「教育経営論」、「道德教育の理解と指導」、「教育実習」

### 1. はじめに

社会の進展に歩調を合わせるかのように、学校教育の問題はその広がりや深さ、複雑さを日に日に増している。こうした問題に正対し、これらを克服するために学校や教員は日々、尽力している。問題の克服に思いのほか時間を要し、その成果が不透明なとき、まず問われるのが学校や教員の力である。こうした世の中の風潮は、今に始まったものではない。学校や教員に正当と思われる事由があっても、それらがなかなか受け入れられなかったり、評価されなかったりするのが教育界の世の常なのかもしれない。

そのこともあって、昨今、教員に求められる資質・能力について、様々な場所や機会に取り上げられ、様々な提言がなされている。本稿では、教員に求められる資質・能力について、一人一人の教員が他人事ではなく自分事として捉えることができるようにするために、こうした提言のいくつかを取り上げ、その構成要素を整理し、再提示している。今回、提示した内容の資質・能力を教員が身に付けることによって、教員一人一人が当事者意識を持って、教育の今日的問題を克服するために必要な取組に臨むことができると考えている。

なお、先にも触れたように、教員に求められる資質・能力は教育問題の克服と密接に関連している。そして、克服すべき教育問題は多様である。そこで、本稿では今日的な教育

問題を児童生徒に身に付けさせる学力の育成に焦点化して、これとの関わりで教員に求められる資質・能力とは何かについて考察していくことにした。

## 2. 学力と「生きる力」

### 2-1. 「生きる力」

筆者はこれまで、児童生徒にとって「いい学校」、「いい教育」とはどんな学校、教育か、について考えてきた。結論的に言ってしまえば、児童生徒にとって「いい学校」、「いい教育」とは、児童生徒一人一人に確実に力を身に付けさせ、そのことによって児童生徒を望ましい姿に変容させる学校であり、教育である。それでは、ここで児童生徒に身に付けさせる力とはどのような力なのだろうか。それは、「生きる力」である。

「生きる力」は、小学校、中学校及び高等学校のそれぞれの学習指導要領が児童生徒に身に付けさせる力として、共通して位置付けている力である。具体的には、「生きる力」は次の3つの資質・能力で構成されている(図1. 参照)。

- (1) 確かな学力
- (2) 豊かな人間性
- (3) 健康・体力

さらに、(1)～(3)の構成要素は次のように定義付けられている(図1. 参照)。

- (1) 確かな学力  
基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力
  - (2) 豊かな人間性  
自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思い、安心や感動する心などの豊かな人間性
  - (3) 健康・体力  
たくましく生きるための健康や体力
- また、それぞれの構成要素は次に示す具体的な要素によって構成されている。

- (1) 確かな学力
  - (ア) 体験から感じ取ったことを表現する力……感性・表現力, 社会・文化・自然理解
  - (イ) 情報を獲得し、思考し、表現する力……人間関係形成力, 言語・情報活用力
  - (ウ) 知識・技能を実生活で活用する力……意志決定力, 知識・技術活用力
  - (エ) 構想を立て、実践し、評価・改善する力……意志決定力, 将来設計力, 問題発見・解決力
- (2) 豊かな人間性
  - (ア) 道徳的価値, 自主的・実践的態度

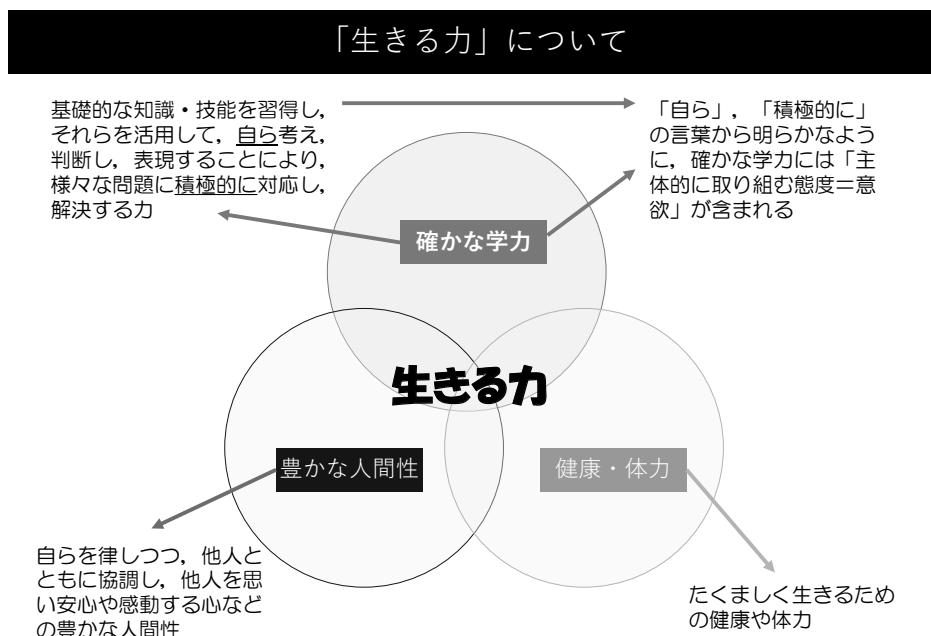


図 1. 「生きる力」について

- (イ) 心情・実践
  - ・ 自尊, 自律……自己理解, 自己責任
  - ・ 人間関係……協調性, 責任感
  - ・ 社会参画……責任, 権利, 勤労
- (3) 健康・体力
  - (ア) 健康を保持・増進し, 生活を改善する力
    - ・ 健康増進力
    - ・ 協調性, 責任感
    - ・ 知識及び技術活用力

なお、平成 18（2006）年 12 月に改正された教育基本法は、第 2 条（教育の目標）第 1 項に次の規定を定めた。

**【教育基本法】**

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

第 1 項の規定は、次の 4 つに大別することができる。

- (ア) 幅広い知識と教養を身に付ける。
- (イ) 真理を求める態度を養う。
- (ウ) 豊かな情操と道徳心を培う。
- (エ) 健やかな身体を養う。

他方、「生きる力」は先に触れたように、次の3つの資質・能力で構成されている。

- (a) 確かな学力
- (b) 豊かな人間性
- (c) 健康・体力

そこで、教育基本法第2条第1項の内容と「生きる力」を構成する力の関係は、次のように整理することができる。すなわち、上記の(ア)及び(イ)は(a)に、同様に(ウ)は(b)に、そして(c)は(エ)に重なる。つまり、教育基本法第2条第1項は教育の目標の一つに「生きる力」の育成がある、と定めている。ちなみに、(ア)と(イ)を知育、(ウ)を徳育、(エ)を体育と呼んでいるので、(a)は知育に、(b)は徳育に、そして(c)は体育に相当する、と考えることができる。これらのことを踏まえると、教育基本法は我が国の学校教育では知育、徳育、体育を重視する、つまり「生きる力」の育成を目指した教育を重視して行う、といている。

「生きる力」の理解をより深めるために、一般的に用いられるイメージ図が先に示した図1.である。図1.を参照する上で、大事な内容がある。それは、次の2点である。

- (1) 一般的に「生きる力」は、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の3つの力で構成されていると説明されるが、この「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」はそれぞれの内容を分かりやすくするためのニックネームだ、ということである。図1.にあるように、それぞれの力にはそれぞれの定義がある。例えば、「確かな学力」であれば「基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力」といった具合である。「豊かな人間性」や「健康・体力」についても同様である。
- (2) 学習指導要領は、小学校から高等学校を通して、「生きる力」を構成する3の力を育むことを目指している。ほぼ10年に一度のペースで学習指導要領は全面的に改訂されているが、「生きる力」を育むという理念に変わりはない。先ほど触れたように、平成18(2006)年12月に改正された教育基本法に「生きる力」の育成を重視した教育を行うことが新たに書き加えられたので、小学校から高等学校の教育を通して「生きる力」を育むという基本理念は、今後、学習指導要領が改訂されたとしても教育基本法が改正されない限り不偏といい。

## 2-2. 「豊かな人間性」の位置付け

このことを踏まえて、「生きる力」を構成する力について、道徳教育と関連付けながら筆者の考えを述べたいと思う。先ほど触れたように、「生きる力」について説明する際、一般的に図1.のイメージ図が使われる。そこで、「生きる力」を構成する3つの力は並列である、と一般的に理解される。しかし、筆者は以前より、「生きる力」を構成する3

の力は並列的に扱われるものではない、と考えてきた。つまり、「豊かな人間性」が「生きる力」の基盤力（中軸）として位置づけられる力であって、その基盤の上に他の2つの力、すなわち「確かな学力」と「健康・体力」が位置付けられる、という構造で「生きる力」を考えている（図2. 参照）。

なぜならば、身に付けた「確かな学力」や「健康・体力」を社会生活や様々な活動部門で役に立つように適切に活用できるかどうかは、その人の「人間性」に左右される、と考えるからである。努力して身に付けた「確かな学力」や「健康・体力」を活用するに当たって、その人の人間性によっては適切に活用されるどころか社会問題を生じさせるなど反社会的に活用される恐れがある。人間的な豊かさが乏しい人が、広く、深く、高度な学力や強靱な体力を身に付け、それらを活用する場面を想像してみれば、このことは理解できるのではないだろうか。したがって、学校教育ではまずもって、学校における全ての教育活動を通して児童生徒の人間性を豊かにする教育を展開していかなければならない、というのが筆者の考えである。学校教育において、このことが十分果たせなければ、学校教育を通して身に付けさせた「確かな学力」や「健康・体力」も、社会生活や様々な活動部門で役に立つように適切に活用することなどできない、と考えている。このことをイメージ化したのが図2. である。

児童生徒に対して、「生きる力」の育成が学校教育の目標に掲げられている場合、その指導に当たる教員にとっても「生きる力」を身に付けているか否かが、重要であることに疑いの余地はない。児童生徒の学びは授業のみで為されるものではない。児童生徒は、教員の一挙手一投足から学ぶのである。だからこそ、「生きる力」を育む教育を実践する教

### 「生きる力」について【私見】

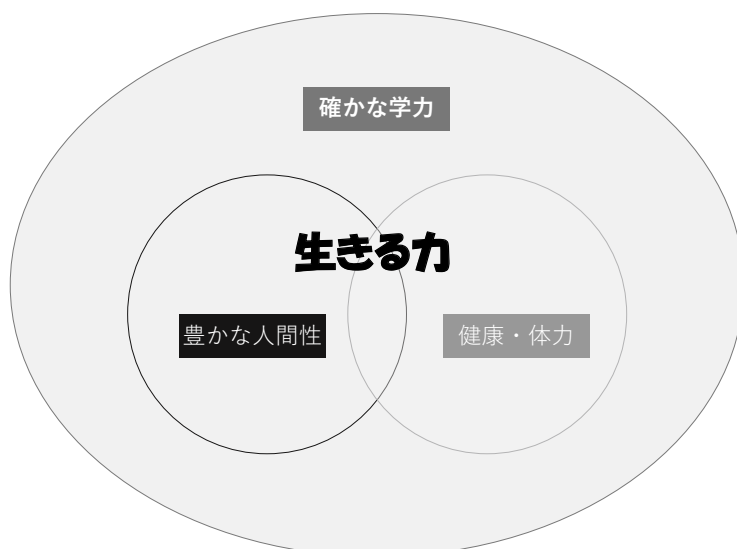


図2. 「生きる力」について（私見）

員は、自ら「生きる力」を身に付けていなければならない。なお、このことについては本稿の最後の部分で改めて触れることにする。

### 3. 「確かな学力」の育成について

#### 3-1. 学校教育法が規定した学力

「学力」の定義については、これまで発言者によって異なる、と言われるほど多様であった。しかし、平成19(2007)年6月に改正された学校教育法は第30条第2項に次の規定を新たに書き加えた。この内容によって、学力に対する考え方の多様性は解消されたのではないかと考えている。

##### 【学校教育法】

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して問題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

学校教育法第30条第2項の規定によれば、学校教育では次の3項目について、特に意を用いる、つまり十分心配りして、注意して行わなければならない。

- (1) 基礎的な知識及び技能を習得させること。
- (2) 思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむこと。
- (3) 主体的に学習に取り組む態度を養うこと。

ここに規定された3項目の内容、すなわち「基礎的な知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」が、学力を構成する重要な3つ要素ということになる。今回の学校教育法改正によって、学力を構成する能力や態度については法によって規定された、と考えることができる。

ここで、特に留意しなければならないポイントがもう一つ別にある。それは、「(2) 思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむ」の直前に「これらを活用して問題を解決するために必要な」という文言が書き込まれていることである。この文言が何故、この部分に書き加えられたかについてどのように考えるかである。この文言の冒頭にある「これら」とは、「基礎的な知識及び技能」のことなので、この文言は次のようにかみ砕いて理解することができる。すなわち、

「問題解決に当たっては、身に付けた基礎的な知識及び技能を活用することが大事で、このためには思考力、判断力、表現力が不可欠である。」

このことから、学校教育法が規定した学力は、ただ単に頭の中に記憶した知識や身体に覚え込ませた技能だけで構成されるのではなく、それらを問題解決に活用できる力によ

て構成されている，ということである。つまり，学力観が拡張されたのである。

### 3-2. 2つの学力観

現在，学力の捉え方について次の2つの考え方がある。一つは，「コンテンツ・ベースの学力」であり，もう一つは「コンピテンシー・ベースの学力」である。

コンテンツ・ベースの学力とは，教科・科目や領域に固有な知識や技能を中心に，「何を知っているか」，「何を身に付けているか」をベースにした学力である。また，コンピテンシー・ベースの学力とは身に付けた教科・科目や領域に固有な知識や技能を活用して，実際に問題解決を成し遂げることができるかどうかを中心に，「何ができるか」をベースにした学力である。前者を内容に係る学力，後者を活用に係る学力と呼ぶことができる。

これまで，学校教育ではコンテンツ・ベースの学力に重きが置かれてきた。しかし，今日のように変化が激しく，先を見通すことが難しい社会では，日々，生起する様々な問題に対して自立した解決が求められる。こうした自立した解決には，コンテンツ・ベースの学力のみで対応することは難しい。そこで，これからの学校教育に求められるのは，全ての児童生徒に対してコンピテンシー・ベースの学力を確実に身に付けさせることである。すなわち，学校教育において身に付けさせる学力は，コンテンツ・ベースの学力からコンピテンシー・ベースの学力へと拡張した。このことを，学校教育法は第30条第2項で示したのである。加えて，この学力観が先に触れた「生きる力」にも反映されている。つまり，「生きる力」を構成する「確かな学力」はコンピテンシー・ベースの学力である。

ここで，一つ見逃してはならないポイントがある。それは，「身に付けさせる学力はコンテンツ・ベースの学力からコンピテンシー・ベースの学力へと拡張した」という記述の中にある。注目して欲しいのは，「拡張した」という表現が使われ，「移行した」という表現は使われていない，ということである。「拡張した」という表現を使ったことは，極めて大事な内容を含んでいる。先に触れたように，コンピテンシー・ベースの学力は活用する力，何ができるかをベースにした学力である。それでは，コンピテンシー・ベースの学力では何を活用するのだろうか。言うまでもなく，それは身に付けた「教科・科目や領域に固有な知識や技能」，つまりコンテンツである。すなわち，コンピテンシー・ベースの学力は，コンテンツ・ベースの学力をベースにしてそれを生きて働く力にしたものなのである。そこで，「拡張した」という言葉を使った。決して，ある学力からある学力へと移行しゆくこと，つまり「移行した」と考えるべきではない。

### 3-3. 「知る」ことと「為す」こと

筆者は，「知る」とは「実践できる」と一体だと考えている。つまり，あることを真に「知る」ということは，そのことを「為す」ことができることだ，と考えている。知識や技能は，活用してはじめて意味を持つ。知識や技能を活用して何かを為すためには，知識を頭で知ったり，技能を体に覚えさせたりするだけではだめなのである。そして，このこと実現するための原動力が，思考力，判断力，表現力である，というのが学校教育法の考え方である。この意味で，コンテンツはコンピテンシーになってはじめて意味を持つ。

学校教育を担い，実践する教員は，学校教育の真の理解者でなければならない。今回の学習指導要領の改訂では，これまでともすると「何を学ぶのか」という視点に教育の力点

が置かれがちであったが、これからはこの視点に加えて「何ができるようになるか」という視点により力点を置いた教育を展開するように求めている。このことを実現できる教員は、学習指導要領が育成を目指す学力が何かを正しく知る必要がある。学習指導要領が育成を目指す学力は、コンピテンシー・ベースの学力である。そのためには、コンテンツ・ベースの学力とコンピテンシー・ベースの学力を正しく理解し、これからの学校教育ではコンピテンシー・ベースの学力の育成へと学力観を拡張させていかなければならない。

#### 4. 教員に求められる資質・能力等について

次に教員に求められる資質・能力について、いくつかの提言を取り上げて、学力と関連付けながら考えていくことにしたい。

##### 4-1. 中央教育審議会等が示した教員に求められる資質・能力

これからの教員に求められる資質・能力は、どのようなものなのだろうか。次の4つの答申等の提言に注目して、具体化を試みることにしたい。

###### 【中央教育審議会答申】

1. 「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(平成18(2006)年7月11日)
2. 「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」(平成24(2012)年8月28日)
3. 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27(2015)年12月21日)

###### 【教育再生実行会議提言】

4. 第五次提言「今後の学制等の在り方について」(平成26(2014)年7月3日)

##### 4-2. 中央教育審議会答申(平成18(2006)年7月11日)について

中央教育委審議会は、平成18(2006)年7月11日に「今後の教員養成・免許制度の在り方について」を答申した。その中で、教員に求められる資質・能力について次のように述べている。

###### 1. いつの時代にも求められる資質能力

教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、これらを基盤とした実践的指導力等

###### 2. 今後特に求められる資質能力

地球的視野に立って行動するための資質能力(地球、国家、人間等に関する適切な理解、豊かな人間性、国際社会で必要とされる基本的資質能力)、変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力(問題探求能力等に関わるもの、人間関係に関わるもの、社会の変化に適応するための知識及び技術)、教員の職務から必然的



に求められる資質能力（幼児・児童・生徒や教育の在り方に関する適切な理解、教職に対する愛着、誇り、一体感、教科指導、児童生徒指導等のための知識、技能及び態度）

### 3. 得意分野を持つ個性豊かな教員

画一的な教員像を求めることは避け、生涯にわたり資質能力の向上を図るという前提に立って、全教員に共通に求められる基礎的・基本的な資質能力を確保するとともに、積極的に各人の得意分野づくりや個性の伸長を図ることが大切であること

この答申の提言で留意すべき内容は、身に付ける資質・能力を大きく2つの視点で区分している点である。すなわち、「1. いつの時代にも求められる」という視点と、「2. 今後特に求められる」という視点である。前者を「不易の資質・能力」と呼び、後者を「流行の資質・能力」と呼ぶことができる。実は、資質・能力をこの2つの視点によって区分するという考え方は、平成27（2015）年12月21日の中央教育審議会答申（3. の答申）に引き継がれている。このことから、中央教育審議会では教員の資質・能力を2つに区分するという考えは、審議の基底部を流れていると考えることができる。

また、先に触れた学力観からこの2つの区分を捉えると、不易の資質・能力はコンテンツ・ベースの学力を育む際に機能する資質・能力であり、流行の資質・能力はコンピテンシー・ベースの学力を育む際に機能する資質・能力であるといえることができる。このように考えていくと、当時から学力観と教員の資質・能力とは関係づけられていたのである。

なお、3. に区分された資質・能力である「得意分野を持つ個性の豊かさ」は、なぜ1. や2. の資質・能力に包含されていないのであろうか。3. の資質・能力には、次の2つのキーセンテンスが書き込まれている。一つは、「基礎的・基本的な資質能力を確保する」であり、もう一つは「積極的に各人の得意分野づくりや個性の伸長を図る」である。前者は、不易の資質・能力に、後者は流行の資質・能力に繋がると考えれば、両者を包含する内容なので独立させたと考えられる。このことを学力の育成との関連で考えると、3. の資質・能力はコンテンツ・ベースの学力の育成だけでなく、コンピテンシー・ベースの学力の育成にも機能する、ということになる。

ここで、先に触れたことだが改めて確認しておきたいことがある。それは、学力観はコンテンツ・ベースの学力の育成からコンピテンシー・ベースの学力の育成へと「移行」したのではないということである。筆者は「拡張」という言葉を使ったが、コンピテンシー・ベースの学力を育成するためには、確かなコンテンツ・ベースの学力が基礎的な学力として不可欠なのである。コンテンツ・ベースの学力がなければ、コンピテンシー・ベースの学力は育たない。したがって、これからの教員は1. ～3. の資質・能力を全て調和よく身に付けることが求められる。答申も、この視点で記述されている。

なお、中央教育審議会はこの答申に先だって平成18（2006）年7月11日に「今後の教員養成・免許制度の在り方について」を答申している。この中で、優れた教員の条件について、大きく集約すると以下の3つの資質・能力が重要であるとしている。

1. 教職に対する強い情熱  
教員の仕事に対する使命感や誇り, 子どもに対する愛情や責任感など
2. 教育の専門家としての確かな力量  
子ども理解力, 児童・児童生徒指導力, 集団指導の力, 学級づくりの力, 学習指導・授業づくりの力, 教材解釈の力など
3. 総合的な人間力  
豊かな人間性や社会性, 常識と教養, 礼儀作法をはじめ対人関係能力, コミュニケーション能力などの人格的資質, 教職員全体と同僚として協力していくこと

この2つの答申の書きぶりには違いはあるものの, 教員の資質・能力についての基本的な考え方には共通点が多い。教員は, 不断の研修によって不易と流行によって区分された資質・能力を身に付けていくように努めなければならない。

#### 4-3. 中央教育審議会答申(平成24(2012)年8月28日)について

中央教育審議会は, 平成24(2012)年8月28日に「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」を答申した。その中で, 教員に求められる資質・能力について次のように記述している。

1. 教職に対する責任感, 探究力, 教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力(使命感や責任感, 教育的愛情)
2. 専門職としての高度な知識・技能
  - ・教科や教職に関する高度な専門的知識(グローバル化, 情報化, 特別支援教育その他の新たな問題に対応できる知識・技能を含む)
  - ・新たな学びを展開できる実践的指導力(基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため, 知識・技能を活用する学習活動や問題探究型の学習, 協働的学びなどをデザインできる指導力)
  - ・教科指導, 児童生徒指導, 学級経営等を的確に実践できる力
3. 総合的な人間力(豊かな人間性や社会性, コミュニケーション力, 同僚とチームで対応する力, 地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力)

この答申の提言では, 「4-2. 中央教育審議会答申」で使われた不易・流行の区分は使われていない。包括的に教員の資質・能力が提言されている。

この提言の1.~3.の区分を見ると, 平成18(2006)年に経済産業省が公にした社会人基礎力を想起する。紙面の関係で, 社会人基礎力について踏み込んだ記述はできないが, 多様な人々と仕事をしていくうえで必要な基礎的な力と定義づけられた社会人基礎力は, 次の3つの力で構成されている。

- (ア) 前に踏み出す力(アクション)……一歩前に踏み出し, 失敗しても粘り強く取り組む力

- ①主体性……物事に進んで取り組む力
- ②働きかけ力……他人に働きかけ巻き込む力
- ③実行力……目的を設定し確実に行動する力
- (イ) 考え抜く力（シンキング）……疑問を持ち，考え抜く力
  - ①課題発見力……現状を分析し目的や課題を明らかにする力
  - ②計画力……課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備する力
  - ③創造力……新しい価値を生み出す力
- (ウ) チームで働く力（チームワーク）……多様な人々とともに，目標に向けて協力する力
  - ①発信力……自分の意見をわかりやすく伝える力
  - ②傾聴力……相手の意見を丁寧に聞く力
  - ③柔軟性……意見の違いや立場の違いを理解する力
  - ④状況把握力……自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力
  - ⑤規律性……社会のルールや人との約束を守る力
  - ⑥ストレスコントロール力……ストレスの発生源に対応する力

筆者には，(ア)～(ウ)の力がそれぞれ上記の1.～3.の資質・能力に対応するよう  
思えてならない。

なお，社会人基礎力の要諦の一つは，それぞれの力が独立して存在し機能するのでは  
なく，相互に関連し合いながら総体としての社会人基礎力を形成する，ということである。  
この関係性は，上記1.～3.の資質・能力に同様に当てはまる。すなわち，上記1.～3.  
の資質・能力は，それぞれが独立して存在・機能するのではなく，相互に関連し合いなが  
ら，教員に求められる資質・能力の総体を形成している。

#### 4-4. 中央教育審議会答申（平成27（2015）年12月21日）について

中央教育審議会は，平成27（2015）年12月21日に「これからの学校教育を担う教員  
の資質能力の向上について」を答申した。その中で，教員に求められる資質・能力につ  
いて次のように記述している。

##### 2. これからの時代の教員に求められる資質能力

- ◆これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え，自律的に学ぶ姿勢を持ち，  
時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたっ  
て高めていくことのできる力や，情報を適切に収集し，選択し，活用する能力や知  
識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。
- ◆アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善，道徳教育の充実，小学校における  
外国語教育の早期化・教科化，ICTの活用，発達障害を含む特別な支援を必要と  
する児童生徒等への対応などの新たな問題に対応できる力量を高めることが必要で  
ある。
- ◆「チーム学校」の考えの下，多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し，組  
織的・協働的に諸問題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

一つ目の◆の内容が、「4-2. 中央教育審議会答申」で触れた不易と流行による資質・能力の区分に相当する部分である。すなわち、1行目左に「不易とされてきた資質能力」と記述されていることによって、資質・能力は不易と流行の視点で区分されることを示している。流行の部分は、その直後の「自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である」という記述部分である。なお、「不易とされてきた資質能力」として、この答申は次の資質・能力を例示している。

- (ア) 使命感や責任感
- (イ) 教育的愛情
- (ウ) 教科や教職に関する専門的知識
- (エ) 実践的指導力
- (オ) 総合的人間力
- (カ) コミュニケーション能力

この文で一つ見逃してはならないポイントがある。それは、不易の資質・能力と流行の資質・能力が「加え」という言葉で接続されている点である。つまり、不易の資質・能力と流行の資質・能力は二者択一的な存在ではなく、不易の資質・能力をコアとしてそれに付け加えられるのが流行の資質・能力である、ということである。このことはまさに、先に触れた学力観がコンテンツ・ベースの学力からコンピテンシー・ベースの学力へと移行するのではなく拡張する、という考え方と呼応する部分である。とても大事な内容を含んでおり、注意深く読み込まなければならない。

2つ目の◆の内容は、教員にとって問題対応力を身に付けることの重要性に触れた部分である。今日の学校は、様々な問題に取り囲まれている。今取り上げている中央教育審議会の答申でも、学校を取り囲んでいる問題を「極めて多種多様である」と表現し、具体例として次の問題を例示している。

- (ア) いじめ・不登校などの児童生徒指導上の問題
- (イ) 貧困・児童虐待などの問題を抱えた家庭への対応
- (ウ) キャリア教育・進路指導への対応
- (エ) 保護者や地域との協力関係の構築
- (オ) 新しい時代に必要な資質能力の育成
- (カ) アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善
- (キ) 道徳教育の充実
- (ク) 小学校における外国語教育の早期化・教科化
- (ケ) ICTの活用
- (コ) インクルーシブ教育システムの構築の理念を踏まえた、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応
- (サ) 学校安全への対応

(シ) 幼小接続をはじめとした学校間連携等への対応

これらの問題に対応できる力を、教員の資質・能力の一つとして位置付けている。

なお、教員に求められる資質・能力とは直接的には関連はないが、注意深く読み込んで欲しい部分がある。それは、(カ)の「アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善」である。この答申は、アクティブ・ラーニングの取り組みは授業改善の取り組みである、と明確に記述している。アクティブ・ラーニングは、児童生徒が自分の考えを他に伝えることから始まる活動である。そのためには、授業を児童生徒が考える場にしなければならない。児童生徒は、繰り返し考えることによって、自分の考え、つまり自分軸を明確化し、形成していく。こうして創られた自分軸が無ければ、真のアクティブ・ラーニングは実現しない。自分軸がなければ、自らを変容させることもできない。なぜなら、児童生徒は他の児童生徒の考え（他人軸）では自らの考え（自分軸）を深めることはできないし、自らを変容させることもできないからである。しっかりした自分軸によって、はじめて自らの考えを深め、自らを変容させることができるのである。

したがって教員は、常に授業において児童生徒が繰り返し考える場面を意図的・計画的に設定するように工夫する。それができていないようであれば、それが実現できる授業づくりをしなければならぬ。つまり、アクティブ・ラーニングは授業改善の視点であり、活動なのである。アクティブ・ラーニングを、単なる学習方法の工夫という矮小化して捉えてはいけぬ。このことを、この一文は明確に示している。

3つ目の◆の内容は、これからの教員は学校をチームとして捉え、「One for all, All for one」という考えのもと、教育活動を推進していくことが必要であると述べている。すなわち、こうした考え方を身に付け、実践することが、教員に求められる資質・能力の一つを身に付けたことになる、というのである。

先に触れたが、筆者はこれまで児童生徒にとって「いい学校」、「いい教育」とはどんな学校、どんな教育で、それを実現するためには何をすべきか、について考えてきた。その方略の一つが「個業を協業にする」ことだ、と考えている。ここで、「個業」とは教員一人一人の頑張りのことである。他方、「協業」とは個業を学校という組織の力に束ね、当該学校の教育理念や方向性を共有しつつ、全教職員の連携に基づいた組織力で学校づくりや教育づくりをすることである。筆者は、個業のみで支えられた学校や教育ではなく、協業が実現している学校や教育が「いい学校」であり、「いい教育」だと考えている。まさに、「教育」とは「協育」である。協働することによって目標を達成し、成長するのである。この考え方に従えば、3つ目の◆の内容は個業を協業にすることができる力、ということになる。つまり、ここに挙げた資質・能力を身に付けた教員が、個業を協業にできる教員である、ということになる。

なお、ここで記述されている「チーム学校」という考え方は、「4-3. 中央教育審議会答申」で触れた社会人基礎力の「(3) 総合的な人間力」を構成する「豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力」に相当する。

#### 4-5. 教育実行再生会議提言(平成26(2014)年7月3日)について

内閣総理大臣の私的な諮問機関として平成25(2013)年1月に発足した教育再生実行会議は、平成26(2014)年7月3日に第五次提言として「今後の学制等の在り方について」を公にした。その中で、教員に求められる資質・能力について次のように提言している。

教員には、教育に対する強い情熱、豊かな人間性や社会性、実践的で確かな指導力が求められます。自ら学び続ける強い意志を備えた質の高い教員を確保するとともに、教員が社会から尊敬され、その力が十分に発揮されるよう、教員の養成や採用、研修等の在り方についても見直す必要があります。

この提言は、教員免許制度の改革を通して、社会から尊敬されるとともに学び続ける質の高い教員を確保するための方策について提言したものである。具体的には、教員の養成や採用、研修等の在り方を見直す内容を提言しているが、その際、社会の変化を見据えて、教員が身に付けておくべき資質・能力を明示している。

上記の提言の冒頭部分にあるように、提言において教員が身に付けておくべき資質・能力は次の4つである。

- (ア) 教育に対する強い情熱
- (イ) 豊かな人間性や社会性
- (ウ) 実践的で確かな指導力
- (エ) 自ら学び続ける強い意志

これらの資質・能力を身に付けた教員は、児童生徒の可能性を引き出し、能力を伸ばしていく教員である、と提言は結論づけている。

この提言で例示されている資質・能力は、先に触れた3つの中央教育審議会答申とは、書きぶりが異なる。それは、提言が教員養成の視点から教員が身に付けておくべき資質・能力を整理しているからである。しかし、資質・能力を構成する要素については、中央教育審議会答申と教育再生実行会議の提言と類似性がある。

#### 4-6. 教育委員会が教員に求める資質・能力について

それでは、視点を変えて都道府県教育委員会は教員が身に付けておくべき資質・能力について、どのように考えているのだろうか。ここでは、東京都教育委員会と千葉県教育委員会を例にとり、このテーマを検討することにした。

##### 4-6-1. 東京都教育委員会

図3. は、平成20(2008)年10月に公になった「東京都教員人材育成基本方針」に基づいて東京都教育委員会が作成したものである。なお、このイメージ図には次の内容のコメントが付されている。

「社会状況の変化に伴い、学校に求められる期待度も、その内容も大きく広がりました。

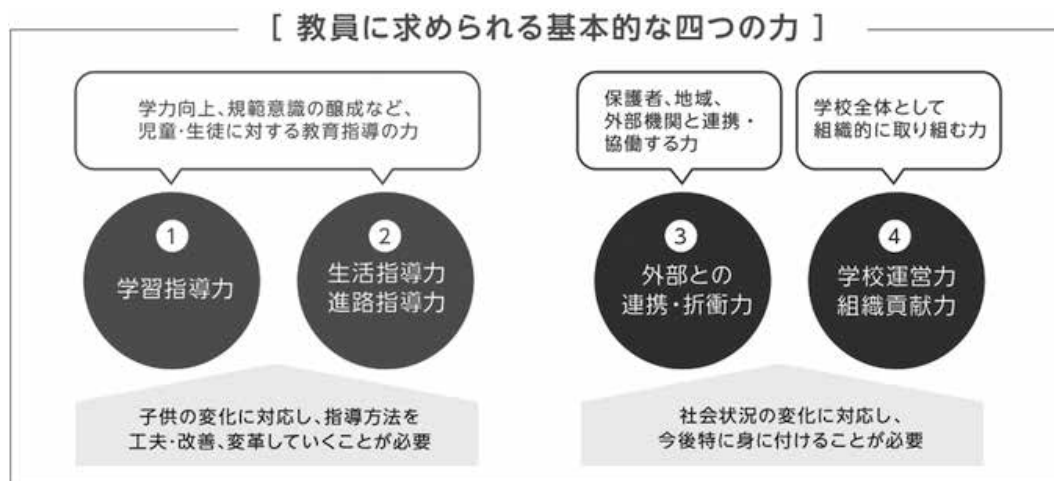


図3. 教員に求められる基本的な4つの力

第一のニーズは、「学校の教育力の向上」、第二のニーズは、「今日的な問題への対応」です。これらに対応していくためには、学校を支える一人一人の教員が次の基本的な力を身に付ける必要があります。」

東京都教育委員会は、東京都が採用した教員が身に付けていて欲しい資質・能力として次の4つを示している。

- (1) 学習指導力
- (2) 生活指導力，進路指導力
- (3) 外部との連携・折衝力
- (4) 学校運営力・組織貢献力

(1) 及び (2) については、「子どもの変化に対応し、指導方法を工夫・改善していくことが必要」というコメントが付いている。また、(3) 及び (4) については「社会状況の変化に対応し、今後、特に身に付けることが必要」というコメントが付いている。後者のコメントについて、筆者は「今後、特に」の部分に注目した。この言葉については、「今までは、あまり重要視していなかったがこれからは必ず……」と筆者は理解した。この理解によれば、東京都教育委員会では今まではどちらかという (1) や (2) が身に付いた教員を求めてきたが、これからはそれに加えて (3) や (4) の力を身に付けるとともに、確実に実行できる教員を求める、と理解できる。

東京都が求める教員像について、東京都教員人材育成基本方針は次のように具体化している。

- (ア) 教育に対する熱意と使命感を持つ教員
- ・子どもに対する深い愛情
  - ・教育者としての責任感と誇り

- ・高い倫理観と社会的常識
- (イ) 豊かな人間性と思いやりのある教員
  - ・暖かい心, 柔軟な発想や思考
  - ・幅広いコミュニケーション能力
- (ウ) 子どもの良さや可能性を引き出し伸ばすことができる教員
  - ・一人一人のよさや可能性を見抜く力
  - ・教科等に関する高い指導力
  - ・自己研さんに励む力
- (エ) 組織人としての責任感, 協調性を有し, 互いに高めあう教員
  - ・より高い目標にチャレンジする意欲
  - ・若手教員を育てる力
  - ・経営参加への意欲

学校教育の今日的な問題を考えるとき, 上記の(1)~(4)や(ア)~(エ)については, 東京都に固有のものではなく, 他の道府県でも同様ではないかと考えられる。そこで, このことを確認するために千葉県教育委員会の考え方を次に取り上げることにする。

#### 4-6-2. 千葉県教育委員会

千葉県教育委員会では, 平成29(2017)年4月1日に施行された教育公務員特例法等の一部を改正する法律に基づき, 信頼される質の高い教員等の育成を目指して, 千葉市教育委員会と共同で指標の策定に関する協議を行った。その成果を踏まえて, 平成30年3月7日に「千葉県・千葉市教員等育成指標」を策定している。その中で, 千葉県及び千葉市が求める教員像について, 次の5つの柱に整理している。

- (1) 人間性豊かで, 教育愛と使命感に満ちた教員
- (2) 高い倫理観をもち, 心身ともに健康で, 明朗, 快活な教員
- (3) 幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員
- (4) 幼児児童生徒の成長と発達を理解し, 悩みや思いを受け止め, 支援できる教員
- (5) 組織の一員としての責任感と協調性をもち, 互いに高め合う教員

これらの教師像によれば, 次の資質・能力を身に付けた教員を千葉県教育委員会は求めている。

- 人とかかわりあいの大切さを理解し, 自ら実践し, 指導できる教員
- 子どもの心理を理解し, 子どもたちの行動の変化を捉えることができる教員
- 児童生徒の実態に即した指導, わかりやすい授業をこころがける教員
- 社会規範をしっかりと身につけ, 保護者や地域社会から信頼される教員

これらの内容は, 整理の仕方や書きぶりに違いはあるものの, 東京都教育委員会のそれと重なる部分が多い。



#### 4-7. 教員に求められる資質・能力の再整理

これまで、6つの提言等を取り上げ、そこに示されている教員が身に付けておくべき資質・能力の構成要素の概要を見てきた。その内容を踏まえて、それぞれの提言等で示された資質・能力を構成する要素を一覧に整理したのが次の表である。

	答申・提言	教員が身に付けておくべき資質・能力の構成要素
1	中央教育審議会答申 平成 18 (2006) 年 7 月 11 日	使命感, 深い人間理解, 教育的愛情, 専門的知識, 広く豊かな教養, 実践的指導力, 地球・国家・人間等に関する理解, 豊かな人間性, 国際社会で必要とされる基本的資質・能力, 問題探求力, 人間関係構築力, 社会の変化に適応するための知識や技術, 教育の在り方に関する理解, 教職に対する愛着, 誇り, 一体感, 教科指導や児童生徒指導等のための知識や技能及び態度, 得意分野, 個性
2	中央教育審議会答申 平成 24 (2012) 年 8 月 28 日	責任感, 探求力, 使命感, 教育的愛情, 専門的知識 (グローバル化, 情報化, 特別支援教育その他の新たな問題に対応できる知識・技能を含む), 実践的指導力 (基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため, 知識・技能を活用する学習活動や問題探究型の学習, 協働的学びなどをデザインできる指導力), 教科指導, 児童生徒指導, 学級経営等の実践力, 豊かな人間性や社会性, コミュニケーション力, 同僚等とチームで対応する力, 多様な組織等と連携・協働できる力
3	中央教育審議会答申 平成 27 (2015) 年 12 月 21 日	使命感, 責任感, 教育的愛情, 専門的知識, 実践的指導力, 総合的人間力, コミュニケーション能力, 自律的に学ぶ姿勢, 自己教育力, 情報活用能力, 知的構造化力, 問題対応力, 組織的・協働的な問題解決能力
4	教育実行再生会議提言 平成 26 (2014) 年 7 月 3 日	教育に対する強い情熱, 豊かな人間性・社会性, 実践的指導力, 学び続ける強い意志
5	東京都教員人材育成基本方針 平成 20 (2008) 年 10 月	教育に対する熱意, 使命感, 子どもに対する深い愛情, 責任感, 誇り, 高い倫理観, 社会的常識, 暖かい心, 柔軟な発想・思考, コミュニケーション能力, 可能性を見抜く力, 教科指導力, 自己研鑽力, チャレンジする意欲, 若手教員を育てる力, 経営参加への意欲
6	千葉県・千葉市教員等育成指標 平成 30 年 3 月 7 日	豊かな人間性, 教育愛, 使命感, 高い倫理観, 心身ともに健康, 明朗・快活, 幅広い教養, 学習指導の専門性, 成長と発達の理解, 悩みや思いを受けとめ支援できる, 責任感と協調性, 互いに高め合うことができる

これらの提言等の内容は、それぞれの時代が解決を求めている教育的な問題等に対応したものになっている。そのため、教員が身に付けておくべき資質・能力の構成要素の示し方についても、構成要素の内容は同様のものではあったとしても、書きぶりに違いが生じることになる。同様に、教育委員会が求める教員が身に付けていて欲しい資質・能力は、教育委員会が直面している教育問題を解決できる資質・能力である。そこで、教育委員会によって、取り上げる資質・能力やその示し方が異なってくる。

この点に留意しながら、上記1～6に示した提言の内容を再整理すると、大きく次の9つの柱に整理することができる(順不同)。

##### (1) 使命感・情熱

- (2) 豊かな人間性・高い倫理観
- (3) 教育的愛情
- (4) 矜持
- (5) 実践的指導力
- (6) 教科指導や児童生徒指導に関する専門的知識や技術
- (7) 自己教育力・自己研鑽力
- (8) コミュニケーション能力
- (9) チームで働く力 (責任感・協調性)

#### 4-8. 教員が身に付けておくべき資質・能力と「生きる力」

教員が身に付けておくべき資質・能力については、これまでも様々な機関から様々な内容の資質・能力が整理され、公表されてきた。こうした多様に表現された資質・能力を目にすると、多くの教員はその一つ一つに正対することに戸惑い、その全てを身に付けることに困難さを感じ、前に踏み出すことができなくなってしまう。

しかし、それらを再整理すると上記の9つの資質・能力に集約することができる。さらに、上記の9つの資質・能力を見ると、次のことに気づかれるのではないだろうか。それは、学習指導要領が児童生徒に育むことを目指している「生きる力」を構成する資質・能力と親和性があるということである。筆者は、教員にとっての「生きる力」の意義について次ぎのように記述した。

「児童生徒に対して、「生きる力」の育成が学校教育の目標に掲げられている場合、その指導に当たる教員にとっても「生きる力」を身に付けているか否かが、重要であることに疑いの余地はない。児童生徒の学びは授業のみで為されるものではない。児童生徒は、教員の一挙手一投足から学ぶのである。だからこそ、「生きる力」を育む教育を実践する教員は、自ら「生きる力」を身に付けていなければならない。」

この記述は、上記の9つの資質・能力と「生きる力」との親和性によって裏付けられた。すなわち、教員が身に付けておくべき資質・能力を教員にとって身近な資質・能力である「生きる力」に落とし込むことができる。つまり、様々な定義がなされている教員が身に付けておくべき資質・能力のコアとして「生きる力」を位置づけることができる、ということになる。学習指導要領によって、児童生徒に身に付けることが目指されている「生きる力」は、児童生徒を育む教員自身にも、基盤力として身に付けることが求められる資質・能力なのである。

教員が身に付けておくべき資質・能力に対するこうした捉え方については、次のように考えることによって補強することができる。学習指導要領は、児童生徒に対して「生きる力」を育むことを学校教育の目標と位置付けている。このことは既に触れた。学校教育の目標に、児童生徒に対して「生きる力」の育成が掲げられている場合、それを担う教員自身にとって「生きる力」を身に付けていることが重要であることは、疑う余地がない。「生きる力」を身に付けた教員だからこそ、「生きる力」の育成にはっきりと焦点を定め、児童生徒が歩むことになる進捗の段階をしっかりと把握することができる。このことによって、いかに児童生徒の「生きる力」を醸成するかを重要な焦点として自らの教育をデザインすることができるようになるからである。

## 5. 本学の教職課程での指導

これまで、教員に求められる資質・能力について「生きる力」と関連付けて明確化していた。このことを踏まえ、それでは次に、ここで明確化された教員に求められる資質・能力を学生一人一人に身に付けさせるために、どの授業で具体的に取り組んでいるのだろうか。私が担当している授業の中では、主に次の3つの授業で取り組んでいる。

- (1) 教育経営論
- (2) 教育実習
- (3) 総合演習

### 5-1. 「教育経営論」での取り組み

この科目のシラバスの「科目の到達目標」には、次のように記述した。

教育経営を的確に実施するために必要な制度や施策等の基礎的な知識や技能を身に付けるとともに、教育改革や教育課題への対応策等について考えることができる。その際、特に次の事項について身に付ける。

- (1) 公教育を実現させる学校及び学級経営の望ましい姿の理解。
- (2) カリキュラム・マネジメント及び学校組織マネジメントの基礎的な理解とPDCAの重要性の理解。
- (3) 学校評価の意義と基礎理論の理解。
- (4) 学校及び教員による保護者や地域社会との連携・協働の在り方や重要性・必要性の理解。
- (5) 学校及び教員による危機管理や学校安全の在り方や重要性・必要性の理解。

これらの目標を実現するために13回の授業項目や内容を次のように定めた。なお、この科目は教育経営の意義や必要性・重要性を理解することをねらいとした科目である。特に、学校経営を円滑かつ効果的に実施するために必要な制度や施策等の基礎的な知識を理解することによって、教育改革や教育課題への対応策等について考察するとともに、教育経営の理念や方向性等の望ましい教育経営の在り方について探求することを目指している。

	項目	内容
1	・オリエンテーション ・公教育の意義や目的	・教育経営が目指すものの理解 ・公教育の意義や目的と教育経営の関連、特に学校教育におけるPDCAサイクルを適切に実施することの必要性や重要性の理解
2	・教育経営と計画性について	・教育経営における計画性の意義及び必要性・重要性の理解
3	・教育経営と教育観について	・教育経営における教育観の意義及び必要性・重要性の理解

4	・教育経営と柔軟性について	・教育経営における柔軟性の意義及び必要性・重要性の理解
5	・カリキュラム・マネジメントについて (1)	・カリキュラムの意義とカリキュラム開発の理念と開発手法の理解
6	・カリキュラム・マネジメントについて (2)	・カリキュラムと学校組織の改善・充実の関係性の理解
7	・学校組織マネジメントについて (1)	・教育組織の在り方と学校文化の形成及び地域社会との関係性の理解
8	・学校組織マネジメントについて (2)	・学校組織と授業改善の関係性の理解
9	・学校組織マネジメントについて (3)	・学校組織と危機管理, 学校安全の関係性の理解
10	・学校組織マネジメントについて (4)	・学校評価の意義と基礎的理論の理解に基づく学校改革
11	・学校経営におけるリーダーシップについて (1)	・スクール・リーダーシップの意義と必要性・重要性の理解
12	・学校経営におけるリーダーシップについて (2)	・スクール・リーダーシップの強化と学校改革
13	・授業内試験 ・授業内試験の解説, 講評	

授業項目は大きく次の3つの内容で構成されている。

- (ア) カリキュラム・マネジメントに関する内容
- (イ) 学校組織マネジメントに関する内容
- (ウ) リーダーシップに関する内容

このうち、本稿のテーマである教員に求められる資質・能力と特に関連深い内容は、(ウ)のリーダーシップに関する内容である。ともすると、学校では校長だけがリーダーであると捉えられがちである。しかし、これからの学校では、全ての教員が様々な場面でリーダーシップを発揮するリーダー、すなわちスモールリーダーでなければならない。この授業では、リーダーシップをこのように捉えている。そこで、学校におけるリーダーには次のような資質・能力が求められることになる。

- ①成果目標を明確に設定する (目標設定ができる人)  
成果目標がなければリーダーシップの出番はない
- ②自分が成果目標のために先ず行動する (率先垂範ができる人)  
自分一人で働いているだけでは、リーダーシップとはいえない
- ③自分だけではなく他人にも働くことができるように、成果目標を共有して、働きづらい要因を除去する (他者支援ができる人)

このような内容は、まさに教員に求められる資質・能力の内容と重なる内容である。教員に求められる資質・能力を身に付けた教員が発揮する力の一つがリーダーシップである。

## 5-2. 「教育実習」での取り組み

この科目のシラバスの「科目の到達目標」には、次のように記述した。

1. 教師が身に付けることを求められる資質・能力について説明することができる。
2. 教育実習を適切に行うための知識・技術を身に付ける。
3. 教師をめざす意志や心構えについて身に付ける。

これらの目標を実現するために8回の授業項目を次のように定めた。なお、「教育実習」の授業は大学で行う「事前指導」、学校現場で行う「実習」の、再度大学で行う「事後指導」の3つの学習場面で構成されている。大学で行う事前及び事後の指導として、計8回の授業が設定されている。

	項目
1	教育課程と教育実習，オリエンテーションから教育実習開始まで
2	千葉県教育委員担当者による出張講義（求められる教師像と教育実習）
3	教育実習開始から研究授業まで
4	教育実習の教育的効果を高めるために
5	教育実習の自己評価
6	教師に必要な資質・能力を身につけるには
7	求められる教師像
8	理想とする教師を目指して

この授業項目のうち、本稿のテーマである教員に求められる資質・能力と特に関連深い内容は、第6回～第8回の3つの授業項目である。この授業項目は、多くの学生が学校現場での「実習」を終えた後の事後指導の授業項目である。実際に学校現場での実習後なので、実感を伴ってこの内容を学修することができる。

## 5-3. 「総合演習」での取り組み

この科目のシラバスの「科目の到達目標」には、次のように記述した。

1. 教育に関する課題について関心を持ち、自ら資料を収集・整理し、考えを深め、解決しようとする資質・能力や態度を身に付ける。
2. 教育実習直前のセメスタの学習として、これまで学んできた各教職課程科目の知識・技術を総動員し、当面する教育課題を解決しようとする力を身に付ける。

これらの目標を実現するために13回の授業項目や内容を次のように定めた。なお、この授業はグループ討議や小論文作成によって、これまでの教職課程の各科目の学習によっ

て修得した知識・技術のより一層の定着を図ることを目指した科目である。具体的には、教育に関する今日的な課題をテーマとして6つ取り上げ、教職の各科目の学習によって修得した知識・技術を基にして、テーマに即した探究活動及びグループ討議を行うとともに、探究活動やグループ討議の成果を踏まえてテーマごとに小論文を作成する。つまり、討議の授業と小論文の作成の授業が一對となって、授業が進められる。

	項目	内容
1	・オリエンテーション	・教職課程の学びにおける「総合演習」の位置付け、必要性及び重要性の理解
2	・討議 (1)	・「育むべき資質・能力」をテーマにしたグループ討議
3	・小論文の作成 (1)	・討議 (1) の内容を踏まえて、「育むべき資質・能力」をテーマにした小論文の作成
4	・討議 (2)	・「主体的・対話的で深い学び」をテーマにしたグループ討議
5	・小論文の作成 (2)	・討議 (2) の内容を踏まえて、「主体的・対話的で深い学び」をテーマにした小論文の作成
6	・討議 (3)	・「個に応じた指導の充実」をテーマにしたグループ討議
7	・小論文の作成 (3)	・討議 (3) の内容を踏まえて「個に応じた指導の充実」をテーマにした小論文の作成
8	・討議 (4)	・「いじめの問題」をテーマにしたグループ討議
9	・小論文の作成 (4)	・討議 (4) の内容を踏まえて「いじめの問題」をテーマにした小論文の作成
10	・討議 (5)	・「カリキュラム・マネジメント」をテーマにしたグループ討議
11	・小論文の作成 (5)	・討議 (5) の内容を踏まえて「カリキュラム・マネジメント」をテーマにした小論文の作成
12	・討議 (6)	・「教師力」をテーマにしたグループ討議
13	・小論文の作成 (6)	・討議 (6) の内容を踏まえて「教師力」をテーマにした小論文の作成

この授業項目のうち、本稿のテーマである教員に求められる資質・能力と特に関連深い内容は、討議 (1)、討議 (4) 及び討議 (6) の授業項目である。なお、討議 (1) のテーマで取り上げる資質・能力の対象は児童生徒である。しかし、本稿でも触れたように、児童生徒に身に付けさせる資質・能力については、指導する教員が体现できなければならない、と筆者は考えている。児童生徒の資質・能力を考えることは、教師自らの資質・能力を考えることでなければならない。また、討議 (4) のテーマでは児童生徒と教員の相互の良好な信頼関係の構築が求められる。この信頼関係の構築には、教員が身に付けている資質・能力が大きく影響することは言うまでも無いことである。さらに、討議 (6) のテーマでは、ともすると教師力については、教員が身に付けている知識や技術の質や量に焦点化されて議論される。しかし、そうした知識や技術を適切に活用して教育を実践するためには、教

員が身に付けている資質・能力が大きく影響すると筆者は考えている。

## 6. 終わりに

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、昨年（令和2（2021）年）の2月以降、学校では長期の休校措置がとられた。この間、多くの児童生徒が学校での学びに不安をいだいた。この不安解消に、「オンラインでの学び」が大きな力を発揮したことは、改めてここで触れるまでもない。オンラインでの学びで、画面越しだが教員に接し、語りかける教員の声に触れた児童生徒は、大きな安心感を覚えたに違いない。この安心感が、日々のオンラインでの学びを支えたと考えている。

この間、報道等でオンライン授業が取り上げられることがある。その際、ネットワークを通じて教材等が円滑に提供されたことが報道される。大事な視点だが、教材が提供され、手元にある、このことだけで児童生徒が意欲的に学習に取り組む姿を見いだすことは難しい、ということも多く教員は熟知している。児童生徒を意欲的に授業に取り組ませるには、教員による言葉かけなど、学習を促し、導く指導が不可欠である。

筆者は、授業をはじめとする学習指導の基本型は対面形式だと考えている。リアルとバーチャルという言葉をあえて使うなら、学習指導の基本はリアルである。コロナ禍のように、リアルを実現することができないときがバーチャルの出番である。学習指導をリアルで実現できるにもかかわらずバーチャルで行うためには、教育的な根拠を持った理由が必要だ、と筆者は考えている。また、学習指導では実物を見て、触って感じ、体を動かすという体験的な学習が不可欠である。体験的で対話的な学習活動を伴ってこそ、知識や技能の習得が確かなものになる。このように、教育という営みは、人と人、または人ともものとのリアルな繋がりによって成り立っている、というのが筆者の基本的な考えである。

オンラインでの学びでは、教員と児童生徒のやり取りは画面を通して行われる。そのため、教員は全ての児童生徒に目配せすることが難しくなる。教員が、児童生徒一人一人が自宅でも学べるように学習目的を明確にし、児童生徒の学習意欲を高めるための様々な手立てを講じたとしても、学習意欲が十分でない児童生徒は置いていかれてしまう、というリスクが生じてしまう恐れがある。このリスクを回避するための手立ての一つが「教員と児童生徒の良好な繋がり」だと考えている。今回のコロナ禍の始まりが、学年をまたぐ時期、新年度を迎える時期と重なったことは、この基盤が形成される前にオンラインでの学習を行わざるを得なかった学校現場では、大きな戸惑いや障壁になったと考えている。

この「教員と児童生徒の良好な繋がり」について、筆者は授業の中で、学生に対して次の一次式「 $Y=aX$ 」を「教育の一次式」と勝手に名付けて話しをしている。ここで、「 $Y$ 」は教育の出力（児童生徒の変容）で、「 $X$ 」は教育の入力（教員の頑張り）である。そして「 $a$ 」は、教育係数（と勝手に名付けているが）で、児童生徒が教員に抱いている評価、信頼度である。一次式にあるように、「 $X$ 」に「 $a$ 」を乗じた値が「 $Y$ 」になる。つまり、入力「 $X$ 」がそのまま出力「 $Y$ 」にならない、というのがこの式のポイントである。例えば、「 $a$ 」が「0（零）」の場合を考えると、たとえ教員の頑張りが「 $\infty$ 」でも「 $Y$ 」は「0（零）」になってしまう。教員に対する児童生徒の信頼度が「0（零）」ならば、教員がいくら頑張っても児童生徒は変容しない。私は、これが教育の本質だと考えているし、ここに教員が求

められる資質・能力のコアの部分があると考えている。そこで、常に「X」だけでなく「a」も「∞」を目指し、学び続ける教員になるよう学生を指導している。

(2021.9.10 受稿, 2021.10.11 受理)



〔抄 録〕

現在、複雑で多岐にわたる学校教育に関する問題の解決を、教員には強く求められている。そのためには、教員はどのような資質・能力を身に付けるべきなのだろうか。このことについては、これまでも様々な機会に議論され、提言されている。本稿では、主に中央教育審議会の答申や教育再生実行会議の提言を手がかりとして、これからの教員に求められる資質・能力について、整理するとともに提言を試みている。今回のこの考察に当たっては、学習指導要領が児童生徒に身に付けさせることを目指している「生きる力」を教員に求められる資質・能力に関連付けながら進めている。さらに、本稿で明らかにした教員に求められる資質・能力を、教職課程で学ぶ学生に理解させるとともに、それらを身に付けさせるための教職課程における授業の取り組みについても紹介している。